



西谷地区センターで個展を開いてみませんか？

もちろん、サークルでもOK！ 会場使用料&作品展のPRは

無料で…アマチュア・アーティストを応援します♪

【展示期間】 2週間 ※ お申込みから作品展まで3か月の期間が必要です

【掲示場所】 西谷地区センター内のロビー及び廊下のギャラリー

壁面展示レール（幅 2,000×高 3,000 mm×8か所）

ショーケース（幅 1,800×高 1,500×奥 450 mm×2台）

【作品展の対象（例）】

絵画、版画、書道、ペン習字、イラスト、まんが、絵手紙、写真、鎌倉彫、陶芸、藤細工、七宝焼、フラワーアレンジ、編み物、パッチワーク、刺繍 など

※そのほか、ロビーを利用したサロンのコンサート（観客席30）も開催できます。

【PR方法】

PRの応援を希望する方には、次の広報媒体により作品展を紹介することができます。

- ★西谷地区センターHP（アクセス数：約 3,000 件／月）
- ★横浜市HP（横浜カレンダー）
- ★館内掲示（来館者数：約 9,000 人／月）
- ★チラシ配架：保土ヶ谷区内の区民施設
- ★地区センターだより（毎月 1,100 部発行、西谷、上菅田、上新、川島東部の連合町会の全世帯に回覧）

- ★ 作品の販売や教室の生徒募集などの営利を目的とする利用はできません。また、展示作品につきましても、公共の秩序・風紀を考慮したうえで選定させていただく場合があります。
- ★ 作品展の開催は小学生以上から可能ですが、未成年者は成人の責任者が必要です。
- ★ PRの応援は、西谷地区センター内で開催する作品展とサロンコンサートに限ります。

【お問合せ・申込先】 横浜市西谷地区センター（指定管理者：一般社団法人保土ヶ谷区民利用施設協会）

住所 〒240 - 0052 保土ヶ谷区西谷町 918 電話 (045) 371-3794